

ガス事業法における手続き等について(旧簡易ガス事業関係)

2024年7月17日 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 ガス事業課

目次

- 1. 電ガネットについて
- 2. 各種手続き
- 3. ガス小売営業について
- 4. 供給計画
- 5. 指定解除に係る定期報告
- 6. 一の団地の解釈
- 7. 法令違反·不適切事例

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

本資料内で使用する用語の定義

法	平成29年4月1日以降のガス事業法					
旧法	平成29年3月31日以前のガス事業法					
改正法附則	電気事業法等の一部を改正する等の法律附則(経過措置に関する規定)					
施行令	平成29年4月1日以降ガス事業法施行令					
施行規則	平成29年4月1日以降のガス事業法施行規則					
経過措置省令	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に 関する省令(施行規則)					
小売指針	ガスの小売営業に関する指針					
取引指針	適正なガス取引についての指針					
団地	旧簡易ガス事業者が営む「地点群」(法令上の用語ではない。)					

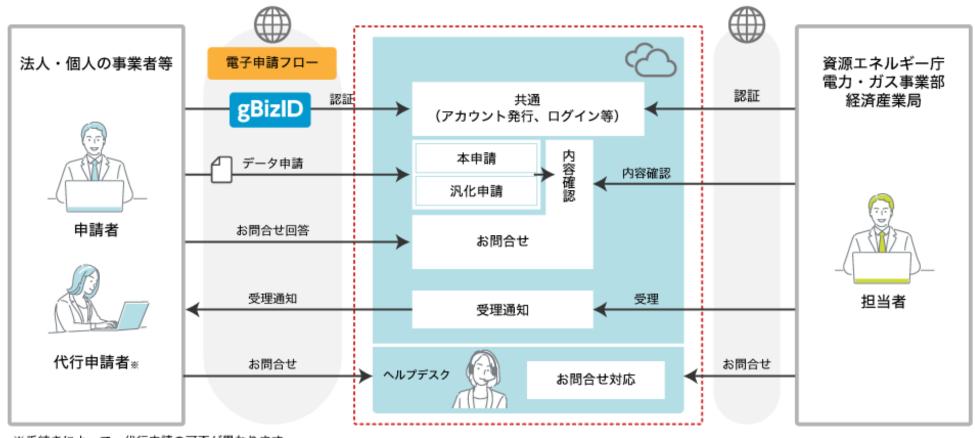
※法令は「e-Gov法令検索」で検索可能です。

https://elaws.e-gov.go.jp/

1. 電ガネットについて

1. 電ガネットについて① (概要)

- ・電気事業・ガス事業関連法令専用の電子申請システム。
- ・電ガネットを利用することで関係法令に基づく届出を郵送やメールではなく、電子システム上で提出することが可能。



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。

1. 電ガネットについて②(対象手続き)

- ・ガス事業法関連で、電ガネットにより電子申請が行える手続きは4手続き。 き。
- ・今後も随時対象手続きを拡充予定。

電ガネットにおける手続き名	条文
①ガス小売事業氏名等変更届出	ガス事業法第7条第4項
②ガス小売事業変更届出	ガス事業法第7条第4項
③ガス小売事業承継届出	ガス事業法第8条第2項
④経過措置料金規制の指定解除に係る報告	ガス関係報告規則附則第4条

1. 電ガネットについて③(利用のメリット)

①届出を効率的に行える&入力ミスを減らすことができる

- 現在の登録情報が参照できる。
- 変更事項のみの入力だけでOK。変更前情報の入力が不要。
- エラーチェック機能で記入漏れが防げる。
- 鑑文、変更理由書は、電ガネットに必要事項を入力すれば 添付不要。

②以前提出した届出情報が閲覧できる&同様の手続きを提出するときに参考にできる

• 新しい担当者でも、前回提出情報を参照しながら届出が作成 可能。

1. 電ガネットについて4

STEP 1



gBizID アカウントの取得

STEP2



ログインし、必要情報を入力・提出

STEP3



お問合せ等通知(メール)の確認

STEP4



受理完了通知(メール)の確認

1. 電ガネットについて⑤ STEP 1 ■ gBizIDの取得

- gBizIDとは、1つのID・パスワードで、電ガネットだけでなく、様々な行政サービスにログインできるデジタル庁が提供するサービス。
- 電ガネットを利用する際には、gBizIDプライムの取得が必要。

ジービズID Q C

- gBizIDプライム取得は、
 - >書類郵送申請(発行まで1週間程度)
 - > オンライン申請(最短即日発行)
- ・ gBizIDプライムアカウント作成後、プライムに紐付けて、担当者向けのアカウント(g BizIDメンバー)の作成が可能。

		1. gBizIDプライム		同一法人及び個人事業主内のgBizIDメンバーが提出した全手続の内容を参照することが可能。		
1	種 類 1-1. gBizIDメンバー		:	gBizIDプライムの配下に設定できるアカウント。同一グループ内の他のメンバーが 提出した手続内容を参照することが可能。同一法人のgBizIDメンバーが提出した全 手続内容の参照は不可。		
	2. gBizIDエントリー		BizIDエントリー	現在の電ガネットでは、このアカウントの利用は不可。		

【書類郵送申請】

- •申請用端末(PC等)
- メールアドレス
- •SMSが受信できる電話番号
- (法人) 印鑑証明書 (個人事業主) 印鑑登録証明書
- 登録印

必要なも

【オンライン申請】

法人代表者でマイナンバーカードをお持ちの方のみが可

- •申請用端末(PC等)
- •メールアドレス
- カード読み取り可能(※)およびSMSが受信できるGビズIDアプリを インストールしたスマートフォン
 - (※)対応機種はGビズIDサイトにて確認可能

1. 電ガネットについて⑥ STEP2 <u></u> ログインし、必要情報を入力・提出

電ガネット利用にあたって準備するもの

- ①インターネットに接続可能なパソコン
- ②届出の提出に必要な情報
- ③メールアドレス
- ④gBizID (ID/パスワード)

gBizID ログイン画面
gBizID
ログイン / Login
アカウントID / Account ID(メールアドレス / Email) パスワード / Password
ログイン / Login

1000年	『 ガネット		
A	さま		
	作成中	受理・審査待ち	差戻し
P	0 #	O #	O #
3 ②	+	Q	
	手続を作成する	作成した事	F続を確認する
D	各種手続を作成する場合はこちらください。	から行って 作成した手続を ってください。	確認する場合はこちらから行
			はじめてご利用になる方々



1. 電ガネットについて 7 STEP2 __ ログインし、必要情報を入力・提出

- 登録情報が表示されるので、変更がある項目のみ、加除修正を行う。
- 最終確認画面にて、変更箇所がハイライト表示されるので、内容を確認し提出。
- ・ 添付できるファイルはサイズが10MB以下のファイルのみで、1つの手続きに添付可能 な上限は10ファイルまで。

(ガス小売事業変更届出の例)



1. 電ガネットについて® STEP3 ⊠ お問合せ等通知 (メール) の確認

- ・ 届出の内容に不備や不明点等があった場合、提出担当者のメールアドレスへ問合せが合った旨の通知メールが届くので、メールに添付されたURLからログインし確認。
- ・ 当局担当者と提出者の間で該当手続の取下げが合意された場合は、取下げの通知が届く。
- ・ 問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示されます。
- ・ 該当の手続と問合せ内容の確認は、「差戻し」から可能。

問い合わせメール(イメージ)

○○○様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。

下記 URL から電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいた

管理番号: G-N01-00000000

手続:ガス小売事業氏名等変更届出

ログイン画面 URL::https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、

ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00~18:00



1. 電ガネットについて (9) STEP4 [7] 受理完了通知 (メール) の確認



- 電子申請にて提出した届出について、受理が完了すると、提出者に受理完了通知メールが届く。
- 受理された手続は、電がネットログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先 を選択すると確認が可能。
- 受理完了後は、審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載され、届出の編集は不可となるため、届出の提出 内容に変更が生じた場合は、ガス小売事業変更届出を提出しする。



1. 電ガネットについて⑩(その他)

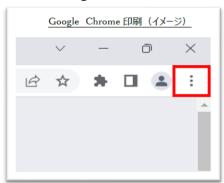
・ 手続一覧画面のステータス列で、届出の現在の状況が確認が可能。



ステータス	説明
作成中	届出を作成中に一時保存し、未提出の状態。提出するには、編集を再開する必要 がある。
確認中	審査者が内容を確認している状態。
問合せ中	審査者から問合せを受けている状態。。 問合せ内容を確認し、該当箇所を修正し て再提出する必要がある。問合せ内容を 踏まえて、手続を取下げすることも可。
完了	届出が受理され、手続が完了した状態。 届出の受理日の確認が可能。
取下げ	提出した届出を取り下げた状態。

・ 電ガネットの完了ステータスの画面や、受理完了通知メールを印刷することで、受領印のある副本の代替が 可能。

印刷は、ブラウザの印刷機能で実施してください。 (画像はGoogle Chromeの例)







1. 電ガネットについて⑪(参考サイト)

●電ガネットポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/

● 電ガネット操作説明動画(ガス小売事業編)

https://www.youtube.com/watch?v=u6r0GNAIm7E

XYouTube

● GBIZIDについて

https://gbiz-id.go.jp/top/

● GBIZID紹介動画(アカウント作成編)

https://www.youtube.com/watch?v=Jkw9wWOxrn0

XYouTube



6n 9 Ann 1965

2.各種手続き

2.各種手続き①

	ガス小売事業 (ガス事業法(新法))	旧簡易ガスみなしガス小売事業者 (改正法附則(※1)・旧法(※2)等) 経過措置団地が対象(解除団地は対象外)						
毎月	● ガス事業生産動態統計調査(統計法)	_						
四半期毎	● ガス事業生産動態統計調査(統計法)	_						
毎年	● 供給計画届出(ガス事業法第19条第1項/ 当該年度開始前)	● ガス事業法報告規則(附則第4条/毎四半期の最終 月の5箇月後の月の15日まで)						
会計関係	-	● 資産額報告書・収支計算報告書(ガス事業会計規則 附則第4条/毎事業年度経過後3月以内)● 部門別収支計算書(みなしガス小売事業者部門別収 支計算規則/毎事業年度経過後4月以内)						
不定期(発生ベース)	ガス事業の登録等(第4条)変更登録(第7条)承継(第8条)休止、廃止、解散(第9条)	 ● 指定旧供給地点の変更(改正法附則第29条) ● 指定旧供給地点の合併、分割、譲渡譲受(旧法第37条の7(旧法第10条準用)) ● 事業の休止、廃止、法人の解散(旧法第37条の7(旧法第13条準用)) ● 指定旧供給地点小売供給約款の変更(改正法附則第30条) 						
その他義務	 供給能力の確保(第13条) 供給条件の説明等(第14条) 書面の交付(第15条) 苦情等の処理(第16条) 名義の利用等の禁止(第17条) 	 供給義務(改正法附則第28条・旧法第37条の6) 指定旧供給地点小売供給約款による供給の義務 (改正法附則第28条・旧法第37条の6の2) 						

- ※1 電気事業法等の一部を改正する等の法律※2 平成29年3月31日以前のガス事業法

2.各種手続き②

登録事項(法第4条第1項) <※①~⑦は第1項の各号を示す>

(3

- ・ガス発生設備(容器・調整装置・気化装置)及びガスホルダーの設置場所の 移動、その種類の変更、増設、能力別の数
- ・導管の設置の場所、内径、総延長、導管内におけるガスの圧力
- ④他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあっては、当該ガスの量に関する事項
- ⑤ 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項(団地名称、供給地点住所、供給地点の数、最大ガス需要の見込み、供給能力の確保の見込み等)

(1

- a 氏名又は名称
- b 住所
- c 法人にあっては代表者氏名

2

- ・主たる営業所の名称、所在地
- ・その他の営業所の名称、所 在地

6

事業開始予定年月日

 $\overline{(7)}$

- ・電話番号、電子メールアドレス、その他の連絡先
- ・ガス小売事業以外の事 業概要

軽微な変更以外の事項を変 更しようとするとき

- 様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」により事前に申請を行う (変更理由書等添付)
 - →変更登録後、事業者への登録の 通知を行う

軽微な変更に該当する事項に 変更があったとき

- 様式第6「ガス小売事業変更届 出書」により、<u>遅滞なく届け出る</u>
 - →届出受理後、事業者への登録 通知は行わない

上記に変更があったとき

- ○様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」により、<u>遅</u> <u>滞な〈届け出る</u>(①は証明書類添付)
 - →届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合であって、①a、bを変更<u>しよ</u> <u>うとする</u>ときは・・・

「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」を供給開始予定日の10日前までに関東経済産業局に提出 →届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合は・・・

○「指定旧供給地点変更許可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」等の提出が必要となるため、必ず事前に局へ確認すること。

【参考】軽微な変更(施行規則第7条第1項)

- 変更後の最大ガス需要の見込みく直近(登録の)供給能力値
- 変更後の供給能力の見込み> 直近(登録の) 最大ガス需要値
- 供給地点の数の変更であって、変更後の最大ガス需要の見込みく直近(登録の)供給能力値

2.各種手続き③

- ・ ①~⑪:様式第6「ガス小売事業変更届出書」を提出
- ⑫、⑬:様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」を提出
- ⑭~⑰:様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」を提出
- ①特定ガス発生設備の増設、場所の移動
- ②自然気化から強制気化への変更、またはその逆
- ③調整器、気化器の増設、交換(※能力が変わらない場合でも必要)
- ④シリンダーの設置本数の変更
- ⑤貯槽の容量や設置個数の変更
- ⑥貯槽からシリンダーへの変更、またはその逆
- ⑦本支管の撤去、延長、口径の変更
- ⑧地点の増減(登録地点内の分割・統合を含む)※変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値未満の場合
- ⑨<u>最大ガス需要の見込みの変更(※スライド20参照)</u> 当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等
- ⑩地点群の名称変更、供給地点住所の変更
- ⑪地点群の廃止(所有する全部の団地の廃止は、「ガス小売事業廃止届出」)
- 迎地点群の増加(せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等、軽微な変更に当てはまらない場合)
- ③地点の増減※変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値以上の場合
- (4)会社に関する変更(名称(組織編成等) 所在地(移転等) 代表者氏名(異動等))
- ⑤営業所に関する事項 主たる営業所 その他営業所の名称 所在地 (組織網
 - 主たる営業所、その他営業所の名称、所在地(組織編成、移転等)
- ⑩登録した連絡事項の変更(電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先)
- 切ガス小売事業以外の事業概要の変更(電力事業の開始 飲料水販売の開始等)

2.各種手続き4

1次側と2次側で小さい方になって

いるか確認

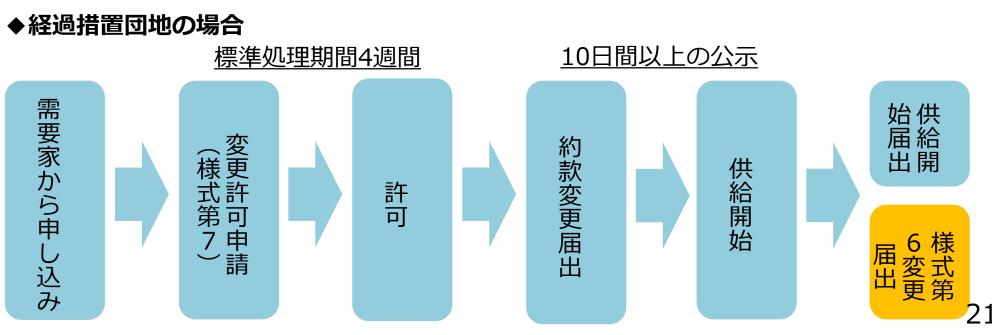
数字になっているか)

特定ガス発生設備の種類及び 能力別の数の選定根拠(自然気化) 地点群名称 kg容器 2系列 1. 特定ガス発生設備 50 調整装置能力 1次側 kg/h kg/h 2次側 2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠 (イ)条件 ガスの種類 液化石油ガス い号 (P.P95%以上) 供給地点数 kg/月 ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量 m3/月 ピーク時の平均気温 50kg容器1本当たりの発生能力 kg/h 産気率 m3/kg (ロ)ピーク月1日平均ガス需要量 ピーク月1地点当たり平均ガス需要量 × 地点数 ピーク月日数 (kg/月) × 新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が 適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求めら れることがあるため、注意すること。 (ハ)ピーク日ガス需要量 (例) ピーク月1日平均ガス需要量 × ・近隣の同一規模の簡易ガス団地の需要量 kg/日 ・当該簡易ガス団地の所在地の県の3年間の12月~ 2月の使用量の平均(生産動態統計を参考) (二)ピーク時平均ガス需要量 ・ 当該団地における実績値(増えた場合には変更手続きが ピーク日ガス需要量 × 0.16(0.16 (ガス発生能力の上限として適切な (ホ)発生量より算出する必要容器本数 ピーク時平均ガス需要量 本 容器1本当たり発生量 よって片側 以上を設置する。 (へ)容器交換周期 1系列設置本数 × ピーク月1日平均ガス需要量 本 × 50kg H kg/日 (ト) 最高ピーク時ガス需要量 ピーク日Xス需要量 × 0.25(最高ピーク時率) 0.25kg/h (チ)調整装置能力 kg/h -----A 最高ピーク時ガス需要量 × 1.3(安全率) kg/hB kg/h \times 1.3 kg/h A≧B $kg/h \geq$:機器の能力の変更が必要です。

(参考) 供給地点を増加する場合の手続きのイメージ

◆自由化団地の場合(であって規則第7条の軽微な変更の場合)



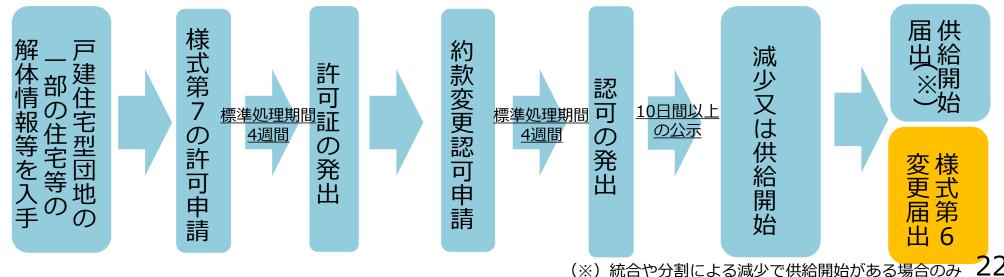


供給地点を減少する場合の手続きのイメージ

自由化団地の場合



経過措置団地の場合



2.各種手続き⑤ 事業の承継・休止・廃止・法人の解散

承継

- ・ガス小売事業の**全部**の譲渡しがあっ たとき
- ・ガス事業者について相続/合併/分割があったとき

ガス小売事業の全部を休止/廃止した



● 様式第7「ガス小売事業承継届出書」により、遅滞なく届け出る ※ ガス小売事業者の地位を承継した者が提出

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- ○「指定旧供給地点小売供給合併/分割認可申請書」を**事前(1月前を目処)に申請**する
- ○「指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書」を**事前(1月前を目処)に申請**する ※譲渡人・譲受人両者による提出 ※一部の譲渡の場合も同様

休止・

廃

止

とき_____



● 様式第8「ガス小売事業休止(廃止)届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前(1月以上前)に申請**する

ガス小売事業のうち、**一部の団地のみ** を廃止したとき



● 様式第6 「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前(1月以上前)に申請する**

解散

ガス小売事業者たる法人が解散したとき(※合併以外の事由による)



● 様式第9「解散届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

○旧法様式第12「解散認可申請書」を事前(1月前を目処)に申請する

2.各種手続き⑥ 特別供給条件の認可申請(経過措置団地のみ)

経過措置団地については、特別の事情がある場合において、認可を受けた場合のみ、供給約款の供給条件以外の方法による供給条件の設定が可能。

✓特別の事情(例)

- 災害救助法の適用、移動式ガス発生設備によるガスの供給等
- 新型コロナウイルス感染拡大
- LPガス価格高騰対策事業 等

✓特別供給条件(例)

- 支払い期限の延長
- ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担
- 自治体からの補助金を利用したガス料金の値引き

3.ガス小売営業について (小売指針・取引指針)

3.ガス小売営業について

「ガスの小売営業に関する指針」

- <u>ガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針</u>を示すとともに、<u>関係事業者による自主的な取</u> 組を促す指針を示すもの。
- ガスの需要家の保護の充実を図り、<u>需要家が安心してガスの供給を受けられるようにする</u>とともに、<u>ガ</u>ス事業の健全な発達に資することを目的として定められた指針。
- 1. ~ 5. について、需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で、望ましい行為や問題となる行為 (※) を示すもの。
 - 1. 需要家への適切な情報提供
 - 2. 営業・契約形態の適正化
 - 3. 小売供給契約の内容の適正化
 - 4. 苦情・問合せへの対応の適正化
 - 5. 小売供給契約の解除手続等の適正化

※ 業務改善命令(ガス事業法第20条)、業務改善 勧告(同法第178条第1項)が発動される原因と なりうる行為等

「適正なガス取引についての指針」

- ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為、ガス事業法上又は独占禁止法上問題(※)とされるおそれがある事業者の行為等を示す。
 - 1. 小売分野
 - 2. 卸売分野
 - 3. 製造分野
 - 4. 託送供給分野

※ 排除措置命令(独占禁止法(※)第7条、第20条) 業務改善命令(ガス事業法第20条) 業務改善勧告(ガス事業法第178条1項) が発動される原因となりうる行為等を示す

4. 供給計画

4.供給計画①

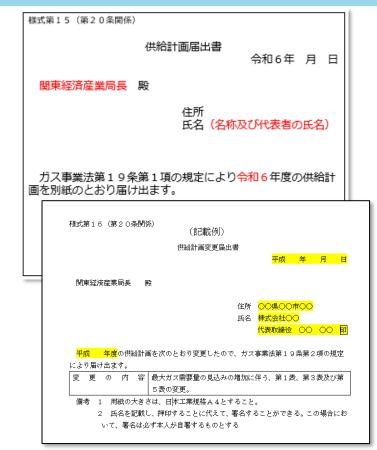
- 法第19条に基づき、全てのガス小売事業者が提出しなければならないもの。
- 提出期限は、毎年度開始前<u>(次回2024年3月31日まで)</u>
- 法第7条第1項の規定に基づくガス小売事業変更登録を行う場合(届出済みの供給計画に記載のないものに限る)及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合(※)は、供給計画にも変更が伴うこととなるため、計画変更後、遅滞なく届出の提出が必要。

<供給計画>

- ✓ 提出書類は様式第15の供給計画届出書、第1表+第3表 +第5表
- ✓ 届出全体で不整合が生じないように記載し、可能な限り他の 報告書や提出物とも整合を図る。(生産動態統計調査、小売登 録関係等)
- ✓ 供給計画及び製造計画届出書の記載要領を確認する。

<供給計画変更届出>

- ✓ 提出書類は、様式第16の供給計画変更届出書、変更を必要と する理由書、様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する 内容及びその見え消し版
- (※)ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、 事前にガス事業課に相談すること。



4.供給計画②



4.供給計画③

第3表 年度別の需給計画表(原料購入・消費・在庫) 事業者名:									うに注意 事業者名:	
	単位		令和4年	度(実績)		令和:	5年度(実績」	見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量		
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	"	000		×××	000 ΔΔΔ		×××	000 ۵۵۵		
1段		貯槽(ノ	·············	、2段目	目に50	k g 容器	景(シリ	ンダー)	を記載	
	単位	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	<i>II</i>		×××	000	000	×××	000		×××	000
			□ 単位	1 t (k	こっては	ないこと	・に注章))		
単位は t (kgではないことに注意)										
第1表と第3表はガス購入量 = 購入量、需給量 = 消費										
液化天然ガス 液化石油ガス	t //		一め、	産気率	(0.488)	を使っ	ての換算	草を行う	0	

◆第3表における期首·期末在庫量の記載方法について

- 2 段書きのうち、上段の貯槽(バルク)については、**残量計(メーター値)から読み取った残量値**を記載することとしているため、**生 産動態統計調査の報告内容と整合**するように記載すること
- 万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、**次回から必ず計測、記録する**とともに、不明の年度の在庫量には、**最大の貯蔵量**を記載すること
- 下段の50kg等容器(シリンダー)については、当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること(全年度共通)

4.供給計画④

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:

(単位: m³/時)

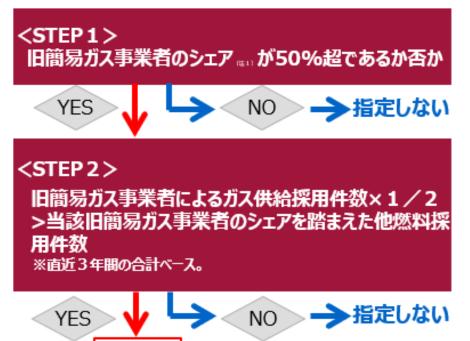
							\ -	2.111/ Hg/
地区名等		令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度 (初年度)	令和7年度	令和8年度	年度	年度
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入		1 1 6 6		-1			
	量	登録した	:内容と整合して	いるかを	在122			
	最大ガス需要見込み	1123、070			шио,			
	自社ガス発生量							
	_他事業者からの購入							
	量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入							
	量							
	最大ガス需要見込み					_		

5.指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)

5.指定解除に係る定期報告①

- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護のする必要性が高い場合に、小売料金規制(認可制)を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、指定の解除を満たす場合は、規制を解除することとしている。
- 規制に係る指定基準・指定解除基準については以下のとおり。
- 指定の解除にあたっては、以下の指標を満たしているかどうかに加え、**適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の自由がないかどうかも確認し、総合的に判断を行う**。

<指定基準>



<解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2≦ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事 業者・他燃料事業者による

需要家獲得件数

- ※直近3年間の合計ベース。
- ③小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料 金メニューの需要家≦自由料金メニューの需要家



(注1) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数÷(許可地点数 – 空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

5.指定解除に係る定期報告②

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の自由」の具体例

<指定基準①>旧簡易ガス事業者のシェアが50%超

<解除基準①>旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

● 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していたり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

く指定基準②>

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2>当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

く解除基準②>

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2≦当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数(空き地・空き家を除いたもの)に比して、スイッチ等の総数(右辺の件数と左辺の件数の和)が著しく少ない場合(3年3%以下)。

5.指定解除に係る定期報告③

- 経過措置団地を所有するガス小売事業者に課されている報告義務。(ガス関係 報告規則附則第4条)
- 各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに、附則様式第4による報告書を提出しなければならない。
- 第1四半期から第3四半期の報告については、競争関係に状況の変化が見込まれない場合は、附則様式第5による簡易報告も可。ただし、第4四半期(8月15日 / の報告)は、簡易報告が認められない。
- 報告書の提出方法は、メールで提出から、原則電ガネット上でExcelファイルを アップロードする方法に変更。(2024年4月~)

<電ガネットによる報告手順>

STEP 1 電ガネット提出用様式(xlsx形式)のダウンロード

STEP2 提出用様式(xlsx形式)に必要情報を入力

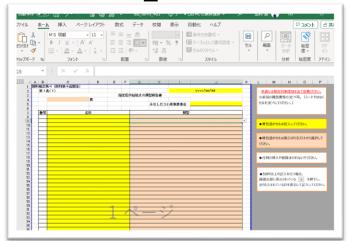
STEP3 電ガネットにログインし、提出用様式(xlsx形式)をアップロード

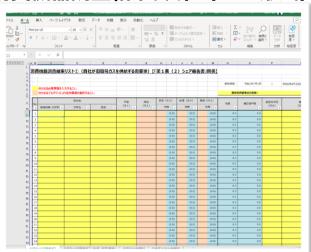
STEP4 お問い合わせ、受理完了等通知(メール)の確認



5.指定解除に係る定期報告④

<附則様式第4_第1表(1)(xlsx形式)> <消費機器調査結果リスト(xlsx形式)>





行数が足りない場合は、 画面左部下の方に表示されている ・ を押して、折りたたまれている行を表示して記入。



5.指定解除に係る定期報告⑤

簡易報告を行う場合

- ・ 附則様式第4_第1表(1)のみの提出で可。附則様式第5は不要。
- 附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、**附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで 提出が可。**
- アップロードしたファイルのカテゴリを必ず選択する。**アップロードしたファイルと選択したカテゴリが一致していないと 手続を提出できない**ので注意。

添付書類画面>ファイル添付画面(イメージ)



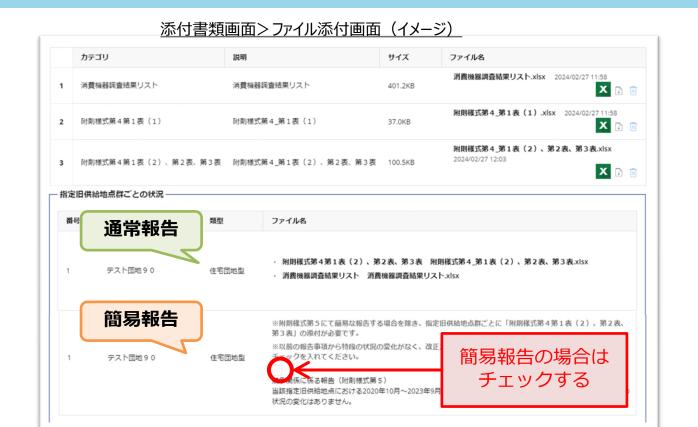
添付書類画面>ファイル添付後画面「指定供給地点ごとの状況」



5.指定解除に係る定期報告⑥

通常報告を行う場合

- 「附則様式第4_第1表(1)」及び「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」を提出。消費機器の状況により、**数値を精緻化する場合は、「消費機器調査結果リスト」も必ず提出。**
- 「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」は、団地ごとに作成が必要。
- 一部のみ簡易報告を行うことも可。「附則様式第4_第1表(1)」に団地名があるが、「附則様式第4_ 第1表(2)、第2表、第3表」が添付されていない場合は、システム上簡易報告と認識する。「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで簡易報告となる。



5.指定解除に係る定期報告⑦

数値を精緻化する場合

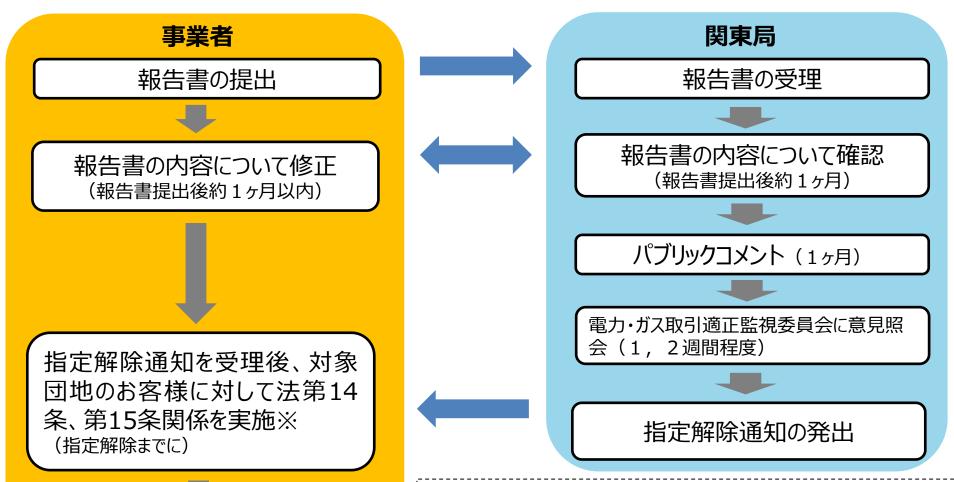
- 消費機器調査の状況により、数値を精緻化することが可能。
- **一部のみの精緻化は認められない**ため、精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
- <u>精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リスト①は必ず記載</u>の上、②~④は該当に応じて記載。
- 消費機器調査結果リストは、提出時点から<u>48ヶ月以内</u>のもの(複数ある場合は最新のもの)を用いること。

ケース	「消費機器調査結果リスト」 対象シート	「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」 関係シート
①精緻化を行う場合	消費機器調査結果リスト① (自社が旧簡易ガスを供給す る需要家)	第1表(2)シェア報告書
②対象期間内に、獲得、 不獲得(新規不獲得は 除く)があった場合	消費機器調査結果リスト② (自社が旧簡易ガスを供給す る需要家)	第2表1.(1)新築物件(獲得件数)
		第2表2. (1) 既築物件(獲得件数)
		第2表2. (2) 既築物件(他燃料への離脱)
③自社が他燃料を供給 する需要家がある場合	消費機器調査結果リスト③ (自社が他燃料を供給する需 要家)	第1表(2)1. 指定旧供給地点数
		第2表1. (2)新築物件(不獲得件数)
④関係会社が他燃料を 供給する需要家がある場 合	消費機器調査結果リスト④ (関係会社が他燃料を供給す る需要家)	第1表(2)1. 指定旧供給地点数
		第2表1. (2)新築物件(不獲得件数)

5.指定解除に係る定期報告⑧

指定解除(全面自由化開始)

(参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ



※お客様への連絡について

約款認可制から個々の需要家との相対契約へ変更となるため、供給 条件等について需要家に対して事前説明や、書面交付等を行う必要 があります。

なお、説明に使用する際の用紙の雛形については、JCGA様のHPを参照してください。

6. 「一の団地」の判断事例

6. 「一の団地」の判断事例①

<関係条文>

(ガス事業法)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること(政令で定める簡易なガス発生設備 (以下「特定ガス発生設備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガス** の供給地点の数が七十以上のものに限る。)をいう。

● (通達)「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」

(参考)「ガス事業法令集改訂9版」P1001

- 1「第1章総則」関係
- (1) 法第2条第1項(小売供給)関係
- ① 略
- ②「一の団地」について

「一の団地」とは<u>道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律(昭和37年法</u> 律第119号)第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同 号に規定する街区(住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。

) 道路を横断又は並行している導管に該当する導管

2以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されている導管(街区内のブロック間の道路下に埋設された 導管を含む)



▶ 道路を横断又は並行している導管に該当しない導管 2以上の取引用メーターにガスを供給するが、道路下 に埋設されていない導管(敷地内に埋設された導管を 含む)

※「戸建住宅型」「集合住宅型」という用語は本資料内で便宜的に使用している用語であり、ガス事業法上で定められた用語ではない。

集合住宅

6. 「一の団地」の判断事例②

【STEP1】 道路を横断又は並行する導管によりガスを供給するか

- →YES(戸建住宅・混合団地)
 - > 市町村内の町又は字
 - ・○○市○○町○○丁目○○番○○号 : ○○丁目=一の団地
 - ・○○市○○町■■■番地の□□ : ○○町=一の団地
 - ・○○郡△△町(字)××◆◆◆の◇◇:△△町(字)××=一の団地

→ NO (集合住宅)

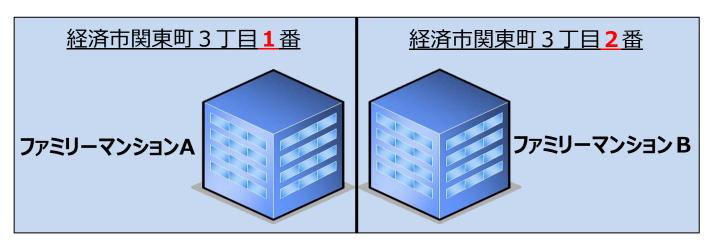
- ★ 街区(街区方式による住居表示制度が取り入れられている場合)
 - ・○○市○○町○○丁目○○番○○号:○○番=一の団地
- ★ 街区に類する区画(街区方式による住居表示制度が取り入れられていない場合)
 - 幅員おおむね4m以上の道路
 - 河川(一級河川、二級河川及び準用河川)
 - 水路、
 - 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設
 - 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地(一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地) 43

6. 「一の団地」の判断事例③

【STEP2】 地区計画等に係る区域その他集団的に住宅を建設した地域が2以上の町に係るものか(需要群から一の団地を判断)

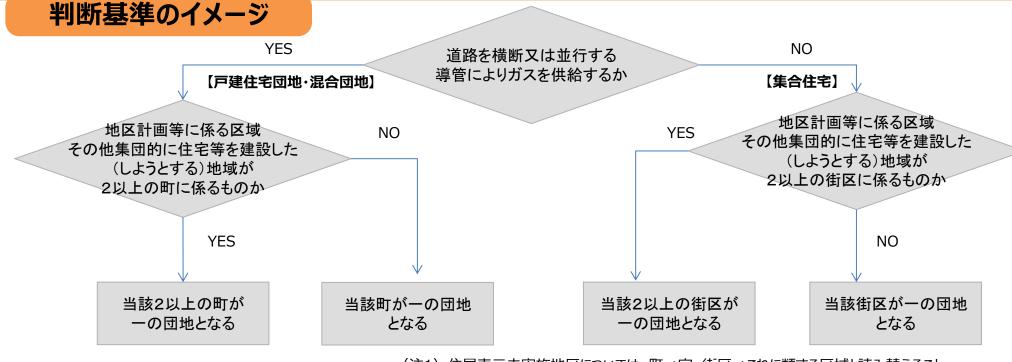
住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを 冠する場合」は、各建物が隣接している状態を一の集団的な需要と判断し、当該複数 の建物を一の団地とする。

(例 1)同一ブランドを冠しているケース($\bigcirc\bigcirc$ マンション A 、 $\bigcirc\bigcirc$ マンション B 等)



(例2)第Ⅰ期分譲・第Ⅱ期分譲/第Ⅰ期開発・第Ⅱ期開発/第Ⅰ期工事・第Ⅱ期工事等同 一の計画で建設されたことが明確であるケース 44

6. 「一の団地」の判断事例④



- (注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。
- (注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。
- ※「地区計画」(都市計画法第12条の4第1項第1号)とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。
- ※地区計画の他、都市計画に定められる「一団地の住宅施設(都市計画法第11条第1項第8号)」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。
- ●「道路を横断又は並行しない導管」
- → マンションなどのビル単位で供給され、建物敷地内で完結する導管。いわゆる『集合住宅』へ供給する場合の導管を指す。
- ●「道路を横断又は並行する導管」
- → 道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管。いわゆる『住宅団地・混合団地』へ供給する場合の導管を指す。
- ※ 1 <u>「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は</u> 「町又は字」となる。
- ※ 2 <u>上記判断基準は、新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用される。</u> ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える(供給地点数としてカウントしない)。

(参考)

- ●街区方式による住居表示の実施基準(昭和三十八年自治省告示第百十七号)
- 第1 1
 - (1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

- (2) 町の形状及び規模
- イ町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。
- □ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。
- 2 町の名称の定め方(略)
- 3 街区割り
- (1) 4 \sim 5 (略) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定める δ ものとすること。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル~5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

●ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について(資源エネルギー庁ガス市場整備室 令和元年8月1日) (抜粋)

(2) 現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)、河川(-級河川、二級河川及び準用河川)、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等(以下「遁路等」、という。)とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準(昭3和8 年自治省告示第 117 号)」第1 「住居表示の実施基準」の 3(1) 及 び 7(2) を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000,~5,000 面が適当とされている。

(3) メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭監化・密集化といった需要地の 立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルク マールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

〈メルクマールに新たに追加すべきもの〉

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

(4) 今後の運用について

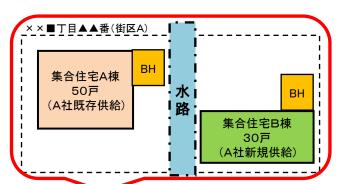
道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

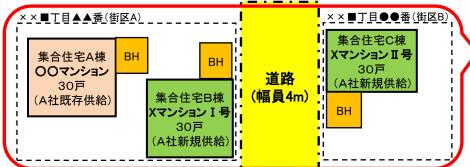
46

6.「一の団地」の判断事例⑤(『街区』を一の団地として考えるケース)

- !・「既存供給」・・・平成29年3月31日以前にガスを供給し又はガスを供給することを決定していたもので、**ガス事業法の適用を受けていないもの**とする。
- ・・「新規供給」・・・新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定したものとする。
- ・【事例2】において、下記③の地域に該当するかの判断基準としての "現在の土地(建物)の所有者が同一主体であるかどうか" や "同一ブランドを冠するかどうか" は、 <mark>十分条件だが、必要十分条件ではない</mark>(現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可 能性等も少なからず考えられる)ため、事業者へ総合的な判断を求めることが望ましい。

【事例1】同一街区内の集合住宅へ新規供給するケース【事例2】異なる街区だが、隣接する街区における同一ブランドの集合住宅へ新規供給するケース





■ よって、A棟・B棟・C棟は全で ガス事業法が適用される。

B棟への新規供給に伴い、『街区A』を一の団地とする総供給地点数は、80戸となる。

よって、A棟・B棟共にガス事業法が適用される。
 ※ A棟とB棟の間に敷地を完全に分断する水路
 等があったとしても、「街区A」が一の団地となる。

以下の①~③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

- ①都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等(同法第12条の4第1号(地区計画)及び第5号(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第一項の規定による集落地区計画)に限る)」に係る地区
- Ⅰ ※当該地区計画等において、地区を複数Ⅰ に区分する場合は、区分された各地区
- ②都市計画法第11条第1項第8号に規定 する一団地の住宅施設
- ③ある一定の区画をもった一団の土地に 集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域

左記③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される(『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている)。

- (1)(当該地域の)土地の権利所有者が同一主体である(あった)こと
- (2)(当該地域の)土地が、相互に連接するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること(隣接)
- (3)(当該地域の)土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

| 左記③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、土地に建設され | たマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一 | ブランドを冠するかが一つの指針となり得る(一連の需要群や同一ブラン | ドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該 | 地域の土地の権利者も同一主体である(あった)可能性が高い)。

(例)「第 I 期分譲/開発」・「第 II 期分譲/開発」 「○○マンションA(I号)」・「○○マンションB(II号)」 「ライオンズマンション○○」・「ライオンズマンション▲▲」

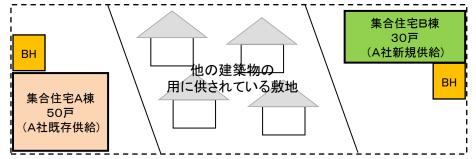
4

6. 「一の団地」の判断事例⑥ (『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース)

- ・【事例1~3】は、「道路を横断又は並行しない導管」による供給形態である『集合住宅』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画可能で あれば、それぞれの「街区に類する区画」が「一の団地」となるケース。
- ・【事例4】は、「道路を横断又は並行する導管」による供給形態である『住宅団地・混合団地』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画で きたとしても、「街区に類する区画」ではなく「町又は字」が「一の団地」となるケース。

【事例1】民家等の敷地により分断されているケース(集合住宅)

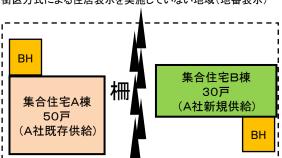
街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



B棟への新規供給を開始する場合、B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地は、他の 建築物の用に供されている敷地によりにより完全に分断されているため、A棟とB 棟は別々の「街区に類する区画」に区画され(A棟とB棟は別々の「一の団地」) それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の適用外となる。

【事例3】柵・塀・フェンス等で分断されているケース(集合住宅)

街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえず、A棟とB棟は同じ「街区 に類する区画」に区画される(A棟とB棟は同じ「一の団地」)。よって、B棟への新 規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となる。よって、A棟・B棟共にガス 事業法が適用される。

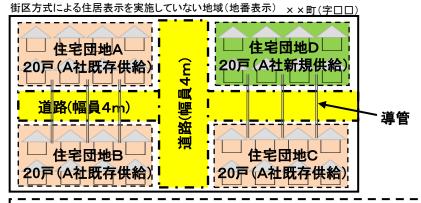
【事例2】田畑により分断されているケース(集合住宅)

街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示)



A棟への新規供給を開始する場合、A棟の建つ敷地とB棟の建つ敷地は、田畑 により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区 画され(A棟とB棟は別々の「一の団地」)、それぞれ70戸に満たないため、A棟・ _<u>B棟共にガス事業法の**適用外**となる。</u>

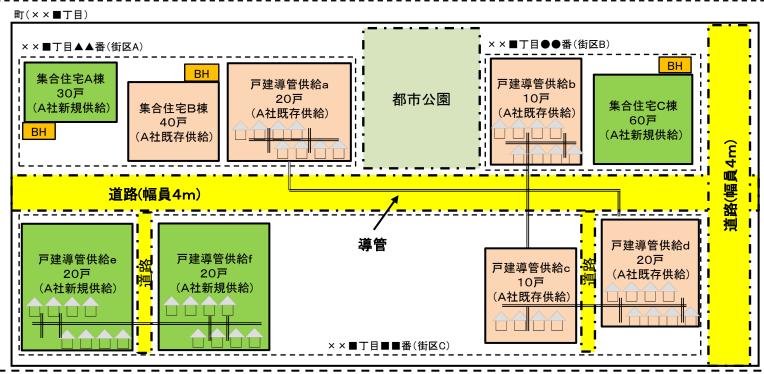
【事例4】道路を横断又は並行する導管で供給されているケース(住宅団地)



上記4つの住宅団地は、道路(4m)によって、それぞれ異なる「街区に類する区 ■ 」に区画できる。しかし、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われ ╹ ているため、この場合の「一の団地」は、「街区に類する区画」ではなく、「町又は 字」となり、供給地点数は合算した80戸となる。よって、住宅団地A~Dは全てガ ス事業法が適用される(次ページ「判断事例③」を参照)。

6.「一の団地」の判断事例⑦(『町又は字』を一の団地として考えるケース)

- 「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
- ・導管形態によって、一の団地の定義が異なると同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。



(道路を横断又は並行しない導管)

- ●「街区A」を一の団地とみるケース
- ⇒ A社が集合住宅A棟に新規供給を開始する場合、集合住宅A棟に係る一の団地は、「街区A」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給aの20戸が存在するが、<mark>導管形態が異なるため合</mark> <mark>算しない</mark>。一方で、既存供給を行っている集合住宅B棟の40戸については、導管形態が同じであり、「街区A」を一の団地として考えるため、合算する。よって、「街区A」を一の団地とするA社の総供給 地点数は70戸となり、集合住宅A棟及び集合住宅B棟共にガス事業法が<mark>適用</mark>される。
- ●「街区B」を一の団地とみるケース
- ⇒ A社が集合住宅C棟に新規供給を開始する場合、集合住宅C棟に係る一の団地は、「街区B」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給bの10戸が存在するが、<mark>導管形態が異なるため合</mark> <u>算しない</u>。よって、「街区B」を一の団地とするA社の総供給地点数は60戸となり、集合住宅C棟はガス事業法の適用外となる。

(道路を横断又は並行する導管)

- ●「町(××■丁目)」を一の団地とみるケース
- 」 ⇒ A社が戸建導管供給e及びfに新規供給を開始する場合、当該戸建導管供給に係る一の団地は、「町(××■丁目)」となる。上記の場合、導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」に 」よって供給されている集合住宅の供給地点数については、合算しない。よって、「町(××■丁目)」を一の団地とするA社の総供給地点数は、同一町内の同じ導管形態である「道路を横断又は並行す 」る導管」により供給されている戸建導管供給a~fを全て合算した100戸となり、戸建導管供給a~fは全てガス事業法が<mark>適用</mark>される。
- | ※ 上記ケースで、戸建導管供給a~dが旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町(××■丁目)」を一の団地とするA社の総供給地点数は、戸建導管供給e及びfの40戸49 となり、戸建導管供給e及びf共にガス事業法の適用外となる(スライド45※2を参照)。

7.法令違反·不適切事例

7. 法令違反·不適切事例

- ガス事業法上無登録で70戸以上の集合住宅に供給
- 営業担当者に一の団地の認識がなかったケース、集合住宅の増設等で戸数が増え70戸以上になった にもかかわらず登録をしていなかったケース等。

● 料金の誤徴収

- 基準平均原料価格に基づく上限バンドを超えて料金を徴収していたケース、上限バンドを下回っていた にも関わらず、上限バンドの金額を徴収していたケース等。
- 自由化団地 :供給条件の説明、書面交付義務違反(法第14条・15条)
- 経過措置がはずれて自由化団地となっているにも関わらず、14条15条の説明、書面交付を行わないまま供給を継続していたケース、液石法に基づく内容の書面交付を行っていたいケース等
- 経過措置団地:供給約款による供給義務違反(旧法第37条の6の2)
 - : 地点の変更許可漏れ(改正法附則第29条)
- 自治体の激変緩和対策により値引きを行う場合で、特別供給条件の認可申請を行っていなかった ケース。
- 約款に定める単位料金の調整を行っていなかったケース。
- 地点の増減があったにもかかわらず、許可を受けていなかったケース。

【お問合せ先】

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 合同庁舎1号館8階

TEL: 048-600-0413, 0414

Mail: bzl-kanto-gaskouri@meti.go.jp

URL: https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html